

iDeCoの 年末調整と確定申告



iDeCoの税制メリットである所得控除を受けるためには、年末調整または確定申告を行う必要があるため、それぞれの方法についてご案内します。なお、iDeCoの掛金を事業主払込(給与天引き)で拠出している場合、ご自身で年末調整・確定申告を行う必要はありません。

(注)課税所得によっては、軽減効果がない場合もあります。

ハガキ「小規模企業共済等掛金払込証明書」の受取り(年末調整・確定申告共通)

毎年10月～翌年1月頃、国民年金基金連合会から、ハガキ「小規模企業共済等掛金払込証明書」が送られますので、届いたら大切に保管してください。

※事業主払込の場合は、事業主が把握している金額で年末調整を行うため、この証明書は発行されません。

料金後納郵便
個人型
確定拠出年金

親展

見本

重要

令和 4年分小規模企業共済等掛金払込証明書
確定拠出年金(個人型年金)

氏名

住所

本年9月までに払い込まれた金額	¥544,000-
10～12月に払い込まれる予定金額	¥204,000-
合計金額	¥748,000-

令和 4年10月17日発行

重要 小規模企業共済等掛金控除証明書

年末調整 や 確定申告 の際に必要です。

00000004



国民年金基金連合会
〒106-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル
電話 0570-003-105
(050で始まる電話でおかけになる場合は03-4333-0003)

ご案内は内側にあります。

矢印方向にゆっくりと開いて中をご覧ください。
裏面からも同様に左下より開いて中をご覧ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

〒106-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル

国民年金基金連合会



証明書を紛失された場合は、国民年金基金連合会までお問い合わせください。

国民年金基金連合会



年末調整の場合

STEP 1

「給与所得者の保険料控除申告書」に必要事項を記入

申告書の右下にある項目「小規模企業共済等掛金控除」のうち、「確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金」欄に、ハガキA(合計金額)を記載する。

STEP 2

勤務先に提出

申告書とハガキをあわせて勤務先に提出すれば、手続き完了!

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計(控除額)	円

確定申告の場合

※確定申告期間は原則2月16日～3月15日ですので、注意してください。

STEP 1

申告書「令和〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書」に必要事項を記入

(1) 第一表「小規模企業共済等掛金控除⑭」欄に、ハガキA(合計金額)を記載する。

(2) 第二表

- 「保険料等の種類」欄 → 「個人型確定拠出年金」と記載
- 「支払保険料等の計」および「うち年末調整等以外」欄 → ハガキA(合計金額)を記載

STEP 2

税務署に提出

申告書にハガキおよびその他の必要書類を添付し、税務署に申告期間内に提出すれば手続き完了!

所得	控除の種類	金額
所得	社会保険料控除	⑬
	小規模企業共済等掛金控除	⑭
	生命保険料控除	⑮

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
⑬19 社会保険料控除	円	円

iDeCoの年末調整・確定申告についてもっと詳しく知りたい方は、[るうきんiDeCoスペシャルサイト](#)へGO

